

○被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（建築行為等の制限等）</p> <p>第七条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項の規定は、次の各号に掲げる告示、公告等があった日後は、それぞれ当該各号に定める区域又は地区内においては、適用しない。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 <u>都市計画法第十二条の四第一項第四号</u>に掲げる沿道地区計画に関する都市計画についての告示当該告示に係る沿道地区計画の区域のうち、幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第二号に掲げる沿道地区整備計画が定められた区域</p> <p>四～六 略</p> <p>4～7 略</p>	<p>（建築行為等の制限等）</p> <p>第七条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項の規定は、次の各号に掲げる告示、公告等があった日後は、それぞれ当該各号に定める区域又は地区内においては、適用しない。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 <u>都市計画法第十二条の四第一項第三号</u>に掲げる沿道地区計画に関する都市計画についての告示当該告示に係る沿道地区計画の区域のうち、幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第二号に掲げる沿道地区整備計画が定められた区域</p> <p>四～六 略</p> <p>4～7 略</p>